

【本基本方針を有効に運用するための具体的な施策】

1. 贈収賄防止の徹底

当社グループにおいて定めた「リログroupコンプライアンスガイドライン」において、公務員又はこれに準じる者のほか、取引先等を含む関係者に対する接待・贈答等を禁止しております。万が一、役職員が贈収賄禁止法令に違反する行為を行った場合には、就業規則等に基づき、厳正に処分します。

2. 贈収賄防止体制の整備

当社グループでは、リログroup取締役及びリログroup取締役会により選任されたメンバーで構成された「コンプライアンス委員会」を設置しており、贈収賄防止を含めたコンプライアンスに関する協議機関としております。また、当社グループでは、リログroup法務コンプライアンス室がコンプライアンスの所管部署として、当社で定めた「コンプライアンス管理規程」に則り、コンプライアンスにかかる業務を担うとともに、当社グループの内部通報制度である「コンプライアンスホットライン」の窓口としております。なお、通報者に対しては「コンプライアンスホットライン制度運用細則」において通報者の法的保護を含む適切な保護について明記しており、調査の結果不利益取扱いを確認した場合には、同細則に基づき厳正な処分をします。

3. 教育・研修の実施

当社グループにおいて毎年全役職員を対象として実施する「コンプライアンス教育」において、コンプライアンスにかかる教育を実施するとともに、併せて贈収賄防止にかかる教育、啓蒙活動を行います。また、贈収賄防止の観点から教育の実施が必要な場合には、リログroup法務コンプライアンス室を中心に適宜研修を行います。

4. モニタリング

当社グループでは、グループの全事業所を対象として監査を行うリログroup内部監査室が贈収賄防止を含むコンプライアンスの実施・運用状況について監査を行っており、必要に応じて運用等について改善を促しております。

5. 取引内容の記録及び保管

当社グループでは、本基本方針に関連する取引等に関し、「経理規程」等経理関連規程に基づき適正に会計記録等を作成するとともに、「文書保存細則」及び「別表文書保存期間基準表」に基づき、適切に記録の保管管理を行っております。

以上